

第2次大磯町男女共同参画推進プランの概要

1. 計画改定の趣旨

「第2次大磯町男女共同参画推進プラン」は、これまでの「大磯町男女共同参画推進プラン」を基本に、法改正の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、国の「男女共同参画社会基本法」を尊重するとともに、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン」を参酌し、時代に即した施策を展開するために改定するものです。

2. 計画の位置付け

- ・本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり大磯町の第四次総合計画に基づく分野別の個別計画です。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画の性格も併せ持ちます。⇒基本目標3の施策の方向9
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画の性格も併せ持ちます。⇒基本目標1及び基本目標2

3. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年を期間とします。ただし社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の概要（体系図及び実施事業が裏面にあります）

（1）目標

『男女共同参画社会の実現をめざす』

（2）計画の基本的な考え方

- ① 固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの個性と能力が発揮できる社会
- ② 男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会
- ③ 人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会
- ④ 町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会

5. 基本目標と施策の方向

基本目標1 女性の活躍と参画の推進

女性と男性ともに、あらゆる分野において生き生きと個性や能力を発揮し、政策・方針決定過程へ対等に参画することが、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。町内で女性の参画が進んでいない分野などにおいても女性の参画を促進し、あらゆる分野において女性が活躍できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

- 施策の方向1 政策・方針決定における女性の参加促進
- 施策の方向2 職域と就業機会の拡大
- 施策の方向3 様々な分野での活躍の支援
- 施策の方向4 地域社会における男女共同参画社会の促進

基本目標2 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

固定的な性別役割分担意識は依然として存在しており、女性が出産等を機に退職する状況があります。女性が働き続けるために、働き方改革による企業の育児休業の取得などに対する理解や、家事分担など家庭における男性の参画を促進するとともに、子育て支援や介護等福祉サービスの充実などの社会環境の整備に取り組みます。

- 施策の方向5 男女に対する仕事と家庭の両立支援
- 施策の方向6 総合的な子育て支援の推進
- 施策の方向7 地域包括ケアシステムの推進
- 施策の方向8 障がい者の介護者への支援

基本目標3 人権としての性の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会の実現の基本ですが、配偶者等に対する暴力やセクシャルハラスメントなどが依然としてみられ、男女共同参画社会の形成に向けての大きな課題となっています。

関係機関と連携を強化し、被害者の安全確保に努めます。また、男女の身体の違いを理解し合い、性差に応じた健康支援を行います。

- 施策の方向9 配偶者等からの暴力の根絶
- 施策の方向10 男女の性に対する理解、教育、啓発
- 施策の方向11 ライフステージに応じた健康づくり

基本目標4 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発

町の男女共同参画施策を効率的・効果的に展開できるよう、庁内組織の推進体制において、長期的・短期的展望を確認しながら男女共同参画事業を推進し、男女共同参画行政の意義とその重要性を浸透させるために啓発します。

また、性別による偏りのない男女平等の社会づくりは、生涯を通じてすべてのライフステージで推進されなければなりません。学校・家庭や地域社会などのあらゆる場で、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

- 施策の方向12 プラン推進体制の整備と促進
- 施策の方向13 学校教育における男女平等と個性の尊重
- 施策の方向14 家庭教育における男女平等と個性の尊重
- 施策の方向15 生涯学習における男女共同参画に関する学習の場と機会の提供

計画の体系及び実施事業

【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現

- ① 固定的な性別役割分担意識を解消し、自らの個性と能力が発揮できる社会
- ② 男女がともに自立し、健やかに生活し、多様な生き方を選択できる社会
- ③ 人権としての女性の権利を保障し、男女が互いの性を理解・尊重する社会
- ④ 町民ネットワークを支援し、連携を図り、男女共同参画行政を推進する社会

【基本目標】

基本目標1
女性の活躍と参画の推進

基本目標2
仕事と生活の調和
(ワークライフバランス)

基本目標3
人権としての性の尊重

基本目標4
男女共同参画社会
づくりに向けた意識
啓発

【施策の方向】

① 政策・方針決定における女性の参画促進

② 職域と就業機会の拡大

③ 様々な分野での活躍の支援

④ 地域社会における男女共同参画社会の
促進

⑤ 男女に対する仕事と家庭の両立支援

⑥ 総合的な子育て支援の推進

⑦ 地域包括ケアシステムの推進

⑧ 障がい者の介護者への支援

⑨ 配偶者等からの暴力の根絶

⑩ 男女の性に対する理解、教育・啓発

⑪ ライフステージに応じた健康づくり

⑫ プラン推進体制の整備と促進

⑬ 学校教育における男女平等と個性の尊重

⑭ 家庭教育における男女平等と個性の尊重

⑮ 生涯学習における男女平等参画に関する
学習の場と機会の提供

【実施事業】

① 町審議会等、方針決定の場への女性参画促進

② 企業・団体等への女性登用の働きかけ
④ 男女平等をもとにした教職員の採用と登用促進

③ 町女性職員の採用と登用促進

⑤ 女性の職業能力開発と訓練機会の提供
⑦ 女性の活躍推進のための機会提供

⑥ 女性の企業支援

⑧ 男女双方の視点に十分配慮した避難所における生活環
境の確保

⑨ 災害時における女性ボランティアの活動推進

⑩ 地域活動団体の役員への女性登用の促進

⑪ ボランティア活動人材育成のための機会提供

⑫ 育児・介護休業制度の周知
⑭ ともに子育てをするための育児支援

⑬ 就業相談窓口の整備と広報

⑮ 保育・教育環境基盤の確保
⑰ 多子世帯に対する負担軽減の実施
⑲ 放課後児童対策の充実
⑳ 三世代による子育て支援の推進

⑯ 多様な保育・教育サービスの充実

⑰ 子育て家庭支援の充実

⑱ 朝の子どもの居場所づくりの推進

⑲ ひとり親家庭等への総合的支援

⑳ 地域での見守り体制の充実

㉑ 分かりやすい情報の提供と相談体制の充実

㉒ 自立に向けた雇用・就労支援の促進

㉓ 福祉サービスの充実

㉔ DV防止に向けた意識啓発
㉕ 子どもへの支援

㉖ DV等に関する相談や関係機関との連携

㉗ 児童虐待の予防

㉘ 男女共同参画の視点に立った性に関する教育と啓発

㉙ リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及
㉚ 女性のこころの健康相談窓口の整備

㉛ 生涯を通じた女性の健康増進

㉜ 男女共同参画行政推進会議の設置
㉝ 男女共同参画に関する町職員研修

㉞ 関係機関との連携

㉟ 学習・指導・カリキュラムの充実

㊱ 性に関する教育・啓発

㊲ 男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の開設

㊳ 男女共同参画講演会の開催

㊴ 男女共同参画に関する生涯学習講座の開設

㊵ 就業意識の育成と生涯を通じた就業支援の充実

【お問合せ先】

大磯町 町民福祉部 町民課 町民協働係 ☎0463-61-4100 (内線 237)